

3 障害者の主体性を尊重した保健福祉サービスの確立

(1) 障害の予防・発達支援と教育の充実

ア 障害の予防と早期発見・早期治療の推進

現状・第3期実施計画の評価

平成19年度の先天性代謝異常等検査実施率は、98.4%と高い水準にありますが、すべての新生児が検査を受けられるように保健所や市町村で妊婦等へ検査の必要性を周知し、受診を働きかけています。

先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症と診断された児童が、遅滞なく小児慢性特定疾患治療研究事業の医療給付を活用できるように、医療機関への周知に努めています。

小児慢性特定疾患治療研究事業等について関係機関に周知を図ることにより、検査後に必要とされる治療や保健指導等が受けられるよう、関係機関との連携等、体制の整備に努めています。

心身障害者コロニーの中央病院では、心身の発達障害に特化した専門病院として、障害を予防する医療や障害を根本的に治療する医療など、高度で専門的な医療を提供するとともに、地域医療の充実に向けたネットワークづくりを進めています。(周産期部門の拡充)(受診サポートカードの実施)

また、発達障害研究所では、医療・療育両面をサポートする心身の発達障害に関する研究活動を始め、内外の試験研究機関との連携強化、研究成果の還元などを積極的に進めています。

基本方針

県及び市町村は、障害の原因となる疾病等の予防・治療等を推進し、また障害を早期に発見し治療することにより障害からの回復や軽減を図るため、県においては先天性代謝異常等検査を、市町村においては妊産婦や乳幼児期の健康診断及び相談・支援等の充実を図っていきます。

平成22年度までの目標

先天性代謝異常等検査については、すべての新生児がもれなく検査できるよう事業の普及啓発に努めます。

発見された先天性代謝異常等については、小児慢性特定疾患治療研究事業による医療給付を活用し、早期治療の徹底を図ります。

検査や健康診査等により異常の発見された児童については、保健、医療、福祉の関係機関の連携を図りながら継続的な治療、保健指導等の支援が受けられる体制を整備します。

保健所における身体障害児や長期療養児に対する療育指導内容を充実していくほか、県は専門的、広域的立場から市町村が実施している乳幼児健康診査事業を支援していきます。

心身障害者コロニーの中央病院では、引き続き心身の発達障害に特化した専門病院として、障害を予防する医療や障害を根本的に治療する医療など高度で専門的な医療の提供を目指し、精神発達障害医療分野など重点化する4つの分野について、医療体制の充実を進めていきます。

受診サポートカードの利用促進を図るなど地域医療の充実に向けたネットワークづくりを進めていきます。

発達障害研究所では、医療・療育両面をサポートする心身の発達障害に関する研究活動を始め、内外の試験研究機関との連携強化、研究成果の還元などを積極的に進めていきます。

主要施策・事業

項目	実施主体	現状	平成22年度までの目標	事業内容
先天性代謝異常等検査の推進	県	検査の実施率 98.4% (名古屋市を除く)	検査の実施率 100% (名古屋市を除く)	新生児を対象に先天性代謝異常等検査を行い、異常を早期に発見し、早期に治療を行うことにより知的障害等を予防する。

用語説明

【先天性代謝異常】

生まれつき体の中にある物質（酵素）の働きが悪いために発症する疾患群。

新生児を対象に血液によるマス・スクリーニング検査を実施し、早期に発見・治療を行うことにより、知的障害等の心身障害を予防することが可能。

【小児慢性特定疾患治療研究事業】

小児のがんや白血病など小児期に発病し、長期にわたる治療療養と高額な医療費を必要とする慢性疾患で、これを放置することは児童の健全な育成を阻害することとなるため、治療研究の推進と医療の確立と普及を図り、併せて患児家庭の医療費の負担を軽減することを目的とした治療研究事業。

【受診サポートカード】

心身の発達に障害のある人と医療機関側とのコミュニケーションの向上に役立てるため、心身の発達に障害のある人の障害の程度、特徴、コミュニケーションの手段などを記載するカード。

イ 療育体制及び学校教育の充実

現状・第3期実施計画の評価

県内の身体障害者手帳及び療育手帳の所持者数は下表のように増加しており、特に、療育手帳所持者のうち18歳未満の者について伸び率が大きくなっています。

区 分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
身体障害者手帳 所持者数	210,541人 (1.03)	216,258人 (1.03)	220,045人 (1.02)	225,081人 (1.02)
うち18歳未満の者	5,135人 (1.01)	5,140人 (1.00)	5,196人 (1.01)	5,212人 (1.01)
療育手帳所持者数	34,284人 (1.04)	35,672人 (1.04)	37,078人 (1.04)	38,466人 (1.04)
うち18歳未満の者	10,207人 (1.07)	10,731人 (1.05)	11,292人 (1.05)	12,101人 (1.07)

*各年4月1日現在。()は前年比。

児童・障害者相談センター、児童相談センターでは、障害のある児童に関する医学的・心理的判定と必要な療育相談を行っています。

また、児童・障害者相談センターの障害者部門では、身体障害・知的障害に関する医学的・心理学的判定などを行うとともに、これに付随した必要な指導を行っています。

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度
児童相談所部門 心身障害相談	6,147件	6,025件	6,180件
障害者更生相談所部門	12,858件	12,167件	12,543件
身体障害相談	9,446件	8,895件	9,322件
知的障害相談	3,412件	3,272件	3,221件

*名古屋市を除く

在宅の障害児のある人の療育相談、療育指導等を行う「障害児等療育支援事業」は、県内で10施設が実施していますが、3圏域においては拠点施設である心身障害者コロニーが直接支援することとなっているため、引き続き事業を拡充する必要があります。

日常生活における基本的な動作の習得等を行う児童デイサービス事業所は、平成20年3月末現在で113施設ありますが、引き続き事業を拡充する必要があります。

療育の拠点施設である青い鳥医療福祉センター及び第二青い鳥学園が、それぞれ尾張、三河地域の総合的な療育の拠点として十分機能を発揮できるよう充実を図るとともに、第二青い鳥学園については、近年の三河地域における重症心身障害児施設に対する需要の高まりを踏まえ、施設機能・運営体制のあり方について検討を行っております。

平成15年5月、あいち発達障害者支援センターを心身障害者コロニー内に設置し、発達支援の専門機関として相談、療育・就労支援、関係職員の研修、関係機関の連絡調整等総合的な支援を行っています。

平成17年4月、「発達障害者支援法」が施行され、発達障害の早期発見、早期支援に関する国や地方公共団体の責務が明示されたことから、平成17年7月に「発達障害者支援体制整備推進協議会」を設置し、発達障害のある人の乳幼児期から成人期までの生涯を通じて一貫した支援ができる体制の構築を検討しています。

個々の障害に応じた教育を充実させるため、次の施策を実施しました。

- ・平成15・16年度に実施した実践研究の成果を踏まえ、平成17年度から各県立肢体不自由養護学校において、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の自立の促進、健康の維持・増進及び安全な学習環境の整備を図ることを目的として、学校に配置された看護師による医療的ケアを実施しています。
- ・養護学校の規模について検討を進め、平成21年度に岡崎市内に知的障害養護学校を設置します。また、平成21年度に宝陵高等学校に豊川養護学校本宮校舎を併設します。
- ・児童生徒の障害に応じた特別支援学級及び通級指導教室の設置を進めています（平成19年度特別支援学級1,836学級（前年度比122学級増）、通級指導教室91学級（前年度比10学級増））。
- ・平成17年度から小・中学校に在籍する発達障害のある児童生徒に対する指導や支援の方法等に関する実践研究を行っています。
- ・平成12年度から引き続き高等部を設置する特別支援学校すべてを対象に、生徒の学校生活から社会生活への円滑な移行を支援するため、自立支援推進事業を実施しました。
- ・小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒を含め、障害のある児童生徒に対する教育的支援を行うため、平成17年度から特別支援教育体制推進事業を実施しています。

基本方針

障害のある人やその家族が安定した日常生活を過ごし、身近な地域で療育相談、療育指導、各種の福祉サービスが受けられるよう、施策を充実していきます。

また、発達障害のある人に対しては、発達支援の専門機関であるあいち発達障害者支援センターの充実とともに、地域における関係機関等による支援体制の整備を図ります。

幼児、児童生徒一人ひとりの障害の状態やニーズに応じ、特別支援教育の充実を図っていきます。

平成22年度までの目標

引き続き、児童・障害者相談センター、児童相談センターでは、障害のある児童、障害の疑いのある児童及び発達障害のある児童に対し、療育上の相談、指導等の充実を図ります。

児童デイサービスは、利用者が一層身近で使いやすいものになるよう実施施設の拡充を図ります。

障害児等療育支援事業については、拠点施設である心身障害者コロニーが直接支援することとなっている圏域への支援施設の設置について、今後も検討を進めていきます。

療育の拠点施設である青い鳥医療福祉センター及び第二青い鳥学園がそれぞれ尾張、三河地域の総合的な療育の拠点として十分機能を発揮できるよう充実を図るとともに、第二青い鳥学園については、近年の三河地域における重症心身障害児施設に対する需要の高まりを踏まえた、施設機能・運営体制の実現を目指します。

心身障害者コロニーでは、医療・福祉・教育・就労等関係機関との連携のもと、

- ・地域の支援者等人材の育成
- ・地域で対応が困難な事例など特に専門性の高い分野に関する広域的な相談支援
- ・インターネットホームページ等を活用した積極的な情報提供
- ・知的障害及び発達障害に関する県民の理解の向上に向けた取組

- ・短期入所事業（ショートステイ）の拡充によるセーフティネット機能の充実
- ・障害の早期発見・早期療育の視点に立った、知的障害や発達障害のある幼児・児童とその親を対象とした親子療育支援
など、豊富なノウハウを生かした高度で専門性の高い療育支援を進めていきます。

発達障害のある人に対し、あいち発達障害者支援センターにおいて、相談、発達・就労支援、関係者の研修等総合的な支援を行うとともに、県発達障害者支援体制整備推進協議会で検討された支援策をモデル的に実践し、その検証を行うことにより、有効な支援手法となる「地域支援」と「家族支援」の各プログラムを開発します。

また、平成19年2月に策定した「発達障害支援を担う人材の育成計画」により、市町村単位に発達支援を担う指導者を育成するための研修を、引き続き実施し、平成21年度末には全市町村に配置されるよう努めます。

保育所や放課後児童クラブにおいて、障害児の受入れに必要な環境改善を行う場合の助成や、発達障害児への適切な配慮が図られるよう保育士や放課後児童指導員に対する研修の充実などの支援に努めていきます。

一人ひとりの障害の状態やニーズに応じた教育を充実させるため次の施策を実施します。

- ・平成21年度に知的障害養護学校として、岡崎地区に県立みあい養護学校を開校します。
- ・養護学校の規模の検討を行います。
- ・児童生徒の障害の種類に応じた特別支援学級及び通級指導教室の設置を進めます。
- ・発達障害のある児童生徒等への指導方法についての実践的研究や支援体制の整備を推進します。
- ・保護者、企業等の理解推進及び職域拡大等のため、企業等での実習を通して、障害のある生徒の積極的自立・社会参加を推進します。
- ・障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の相互理解を図るため、交流及び共同学習を推進します。
- ・ノーマライゼーションの理念の実現をめざして、平成21年度に宝陵高等学校の敷地内に豊川養護学校本宮校舎を併設します。

主要施策・事業

項目	実施主体	現状	平成22年度までの目標	事業内容
障害児等療育支援事業による支援	県	10か所	(平成23年度までの目標) 13か所	在宅の障害のある人が、身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう、指定された障害児(者)施設の専門スタッフが地域を巡回し、あるいは外来により、保護者や関係者に面接して療育上の指導・助言を実施する。
発達障害支援指導者の養成	県	7市町村 (名古屋市を除く)	60市町村 (名古屋市を除く)	「発達障害支援を担う人材の育成計画」による研修の受講者を「発達障害支援指導者」として認定する。平成21年度までに全市町村での認定を目標として人材育成を進める。

用語説明

【発達障害】

自閉症¹、アスペルガー症候群²その他の広汎性発達障害、学習障害³、注意欠陥多動性障害⁴その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものうち、言語の障害、協調運動の障害、その他心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害。

1 自閉症

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害。

また、知的発達の遅れを伴わないものを「高機能自閉症」という。

2 アスペルガー症候群

知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもの。なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群など、知的発達の遅れを伴わないものは、「広汎性発達障害」に分類される。

3 学習障害（LD）

基本的には、全般的な知能発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。

4 注意欠陥多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

【特別支援学校】

平成19年4月から学校教育法の改正により、盲学校、聾学校及び養護学校が「特別支援学校」として一つに規定されることになった。本県では、視覚障害、聴覚障害のある幼児児童生徒に対する教育を主として行う特別支援学校としてそれぞれ盲学校、聾学校を、知的障害者、肢体不自由のある幼児児童生徒及び病弱である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校として養護学校を設置している。

【特別支援学級】

平成19年4月から学校教育法により、特殊学級は「特別支援学級」と名称を変更することになった。

【重複障害学級】

2つ以上の障害のある児童生徒（視覚障害と知的障害を併せ有する子や、知的障害があつて姿勢の保持や運動・動作などが不自由な状態にある子など）を対象にした学級。

【通級指導】

小中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒を特定の時間に別教室にて、専門の教員が主にマンツーマンでその障害の改善・克服に向けた指導を行うもの。

ウ 心の健康の保持増進

現状・第3期実施計画の評価

多様で複雑な現代社会にあって、全国の自殺者数が3万人を超えており、平成18年10月に自殺対策基本法が施行され、県としても対応が求められています。また、青年期の社会的ひきこもりについても社会問題化し、その支援体制の拡充も必要となっています。そのため、平成19年4月から、全保健所にメンタルヘルス相談窓口を開設しています。

精神保健福祉センターにおいても、メンタルヘルス相談を毎日受付けており、平成19年10月からは、Eメールによる相談も始めました。

精神保健福祉センターで実施している「家族教室」を保健所でも開催し、うつ病やひきこもりの当事者や家族の支援を行っています。

精神保健福祉センターは、市町村、保健所、施設、作業所職員を対象にした地域精神保健福祉関係職員研修や事例検討などを通してネットワークの構築に繋げるとともに、うつ病予防対策事業を実施するなど、こころの健康に関する地域支援体制の強化を図りました。

経済・産業構造が変化する中で、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる人が増えていることから、「こころの健康フェスティバル」を開催し、講演やシンポジウム、ストレスチェック、こころの健康相談等、県民の幅広い層に対してこころの健康の重要性を啓発しています。

心の健康への理解と関心を深めるため、「精神保健福祉ボランティア養成講座」を保健所単位で実施しています。講座修了生が地域のボランティアとして活躍し、現在27のボランティアグループが活動しています。

自殺対策推進協議会を設置し「あいち自殺対策総合計画」を策定、また、ひきこもり対策検討会議を開催し「愛知県のひきこもり対策の推進について」(報告書)を取りまとめました。

基本方針

平成19年度に策定したあいち自殺対策総合計画に基づき、総合的かつ効果的に自殺対策を推進していきます。

また、ひきこもり対策検討会議の報告を受け、ひきこもり支援施策を推進していきます。

県民の精神疾患に対する理解を促進するとともに、県民の心の健康の保持増進に向けて普及・啓発活動を推進していきます。

平成22年度までの目標

複雑化する相談に対応するため、関係機関との連携強化を図り、県民からの幅広い相談に対応できるように窓口の充実を図ります。

自殺予防週間(9月10日から9月16日まで)にあわせた集中的な普及啓発活動など、自殺、うつ病などの正しい知識と理解のための事業を実施します。

地域の実情に応じた自殺予防の様々な取組みを進めます。

精神保健福祉センターを技術的な中核とし、保健所が中心となって、市町村を始め関係機関と連携して精神保健福祉の支援ネットワークを充実させます。

ひきこもり支援推進会議（仮称）を設置し、ひきこもり対策を総合的に推進します。

主要施策・事業

項目	実施主体	現状	平成22年度までの目標	事業内容
メンタルヘルス相談の継続実施	県	精神保健福祉センター、県保健所 年間 約20,000件	精神保健福祉センター、県保健所 年間 約22,000件	自殺・ひきこもりなどメンタルヘルス関連の相談を毎日実施する。

(2) 自立と社会参加への支援

ア 障害者自立支援法の円滑な運営

現状・第3期実施計画の評価

平成18年度から身体障害、知的障害、精神障害といった障害種別により異なる福祉サービスや公費負担医療の仕組みを一元化し、新たな障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うための「障害者自立支援法」が施行されました。

【障害者自立支援法のポイント】

障害者施策の一元化

- ・障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、福祉サービスを利用するための仕組みを統一
- ・実施主体を市町村に一元化

利用者本位のサービス体系に再編

- ・障害種別ごとの複雑な施設・事業体系を機能に着目した新たな事業体系に再編

就労支援の抜本的強化

- ・新たな就労支援事業を創設
- ・雇用施策との連携を強化

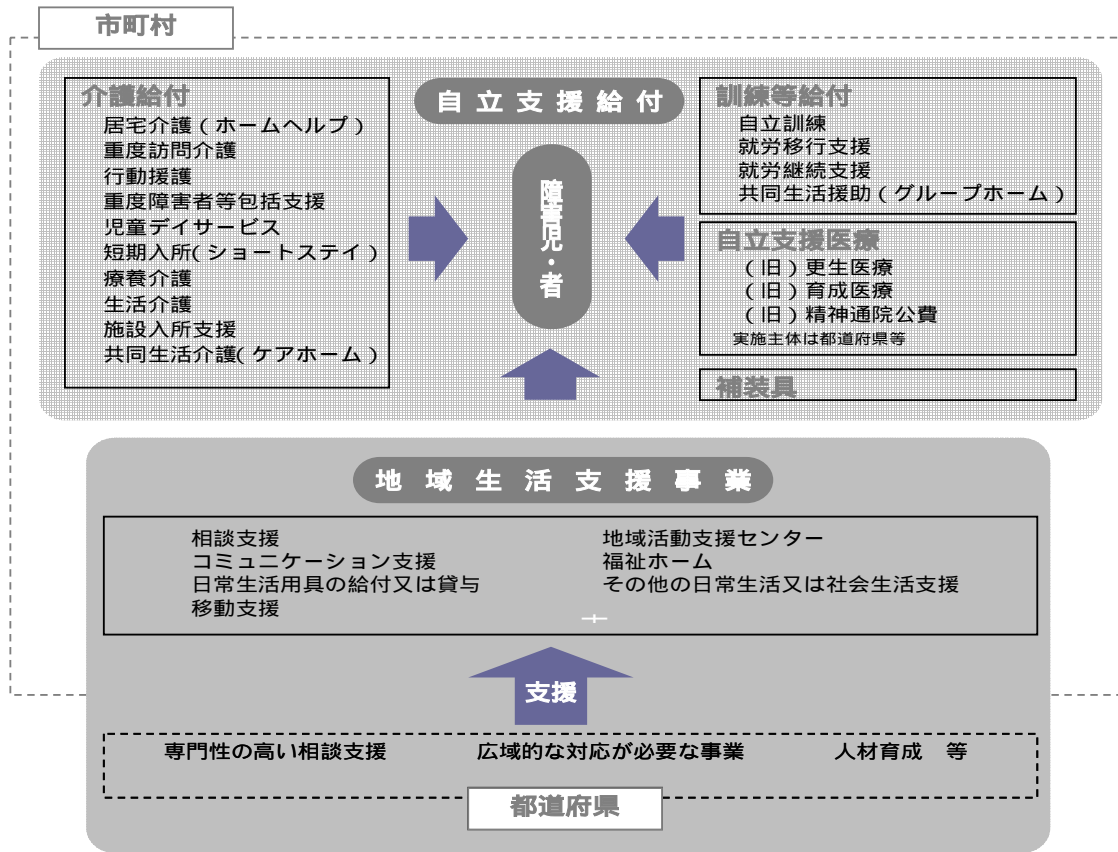
支給決定の明確化、透明化

- ・障害程度区分の導入
- ・審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化

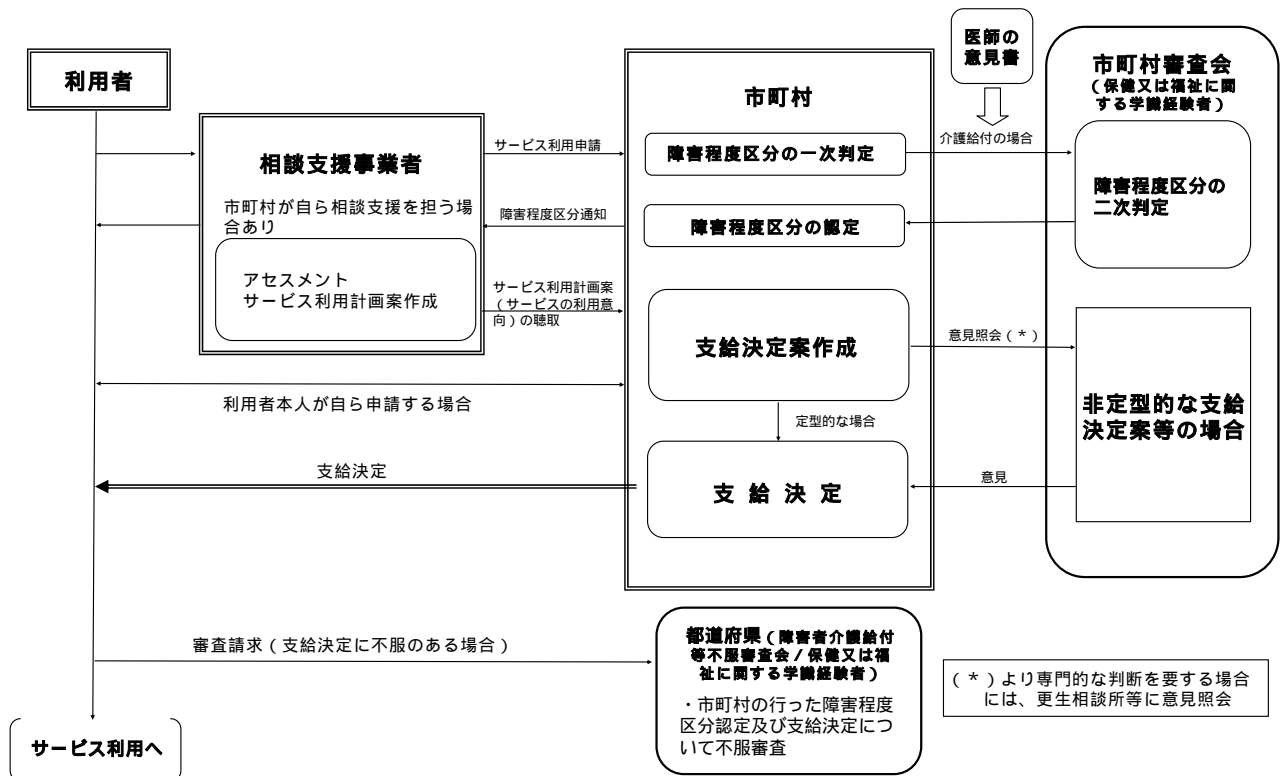
安定的な財源の確保

- ・国及び都道府県負担の義務化
- ・福祉サービスの利用量と所得に応じた利用者負担の導入

障害者自立支援法サービス体系図



(介護給付・訓練等給付の利用手続き)



基本方針

愛知県障害福祉計画では、障害のある人が地域で自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう入所施設、精神科病院からの地域生活への移行や、福祉施設からの一般就労への移行といった数値目標の設定を行うとともに、各種障害福祉サービスの数値目標を設定し、その達成に向けて取り組んでいます。

障害のある人の自立した地域生活を支援するため、NPOや地域住民団体との連携や民間事業者の積極的な活用を図り、障害福祉サービスの充実と総合的な自立支援システムを構築します。

障害のある人自らが安心して適切にサービスを選択し、利用できるようにするため、情報提供、相談など利用者支援の仕組みを身近な地域で整備していくとともに、サービス評価や苦情解決システムの確立を通じたサービスの質の向上を図っていきます。

平成22年度までの目標

市町村において障害者自立支援法に定める事業が円滑に運営できるよう、広域支援や人材育成、専門的な助言・指導など必要な支援を行います。

従来の障害種別ごとの施設・事業体系が、新たな事業体系へ再編されていることから、旧体系施設が新たな体系により円滑に事業実施できるよう、集団指導の機会等を利用した適切な情報提供などに努めていきます。

障害福祉サービス事業者・施設の指定及び指導・監督を行うとともに、各事業者・施設においてサービスの自己評価の実施や第三者評価の受審を進め、質の高いサービスが提供できるよう指導していきます。

障害福祉サービスを実施する事業所におけるサービスの質を確保するため、事業者には配置が義務付けられているサービス管理責任者を養成していきます。

身近な地域で相談ができるよう、市町村における相談支援事業の充実、知的障害や精神障害のある人の財産管理・福祉サービスの利用等を支援する日常生活自立支援事業、成年後見制度の普及・啓発を図るとともに、地域自立支援協議会の運営の充実、ケアマネジメント体制の整備に努めています。

用語説明

【サービス管理責任者】

障害福祉サービスを実施する事業者には配置が義務付けられ、個々のサービス利用者の初期状態の把握や個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任を担う。

【障害者ケアマネジメント】

障害のある人の地域における生活を支援するために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえて、福祉、保健、医療、就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図り、総合的かつ継続的なサービスを提供する援助方法である。

イ 自立と社会参加の推進

現状・第3期実施計画の評価

県が実施するコミュニケーション確保対策事業などの障害者社会参加促進事業、県障害者スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会への派遣については、より多くの障害のある人が参加できるように、事業内容の充実を図りながら実施しています。

知的障害や精神障害のある人を対象とするグループホーム、ケアホームは平成19年度末で349か所1,460人と順調に事業が進捗しています。

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は下表のとおりとなっており、年々増えてきています。

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
手帳所持者数	20,374人	22,710人	24,619人	26,629人
対前年比	1.14	1.11	1.08	1.08

* 各年4月1日現在

障害のある人の地域生活を支援するため、市町村が主体となって、地域の実情や障害者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施する地域生活支援事業が、新たに法定化され、障害のある人が安心して自立した地域生活が営めるよう相談支援、移動支援、コミュニケーション支援など様々な事業を実施しています。

愛知県精神病院協会に委託して、24時間いつでも緊急救急的な精神医療相談や医療機関の案内ができる相談窓口を設置し、在宅の精神障害のある人や家族が安心して生活を送ることができるように精神科救急情報センターを運営しています。

障害のある人が自立した社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う自立訓練(機能訓練・生活訓練)事業を実施しています。

基本方針

障害のある人が障害の種別や程度にかかわらず、ニーズに応じたサービスを自ら主体的に選択し、利用しながら、地域で安心して自立した生活を営めるよう、住まいの場の確保、日中活動の場の確保、社会参加活動の推進などの施策を実施し、障害のある人の自立と社会参加を図っていきます。

ノーマライゼーションの浸透や「施設福祉」から「地域福祉」へという潮流の中、障害福祉施設に入所している人の地域生活への移行を推進していきます。

精神科病院の入院患者のうち、受け入れ条件が整えば退院可能な方の地域移行を推進します。

障害のある人のスポーツや文化活動の一層の振興を図り、障害のある人の社会参加を促進していきます。

平成22年度までの目標

知的障害や精神障害のある人が地域で暮らすために有効な住まいの場であるグループホーム・ケアホームについては、事業開始にあたっての整備費や初度備品費に対して助成し、設置を促進するとともに、運営費に対する助成を行います。

施設で暮らしている障害のある人が地域で生活することへの不安を解消するため、地域生活の体験や様々な相談ができる体制を整備します。

精神科病院に入院している精神障害のある人のうち、症状が安定しており、受け入れ条件が整えば退院可能な方に対し、社会復帰のための支援や地域における自立生活のための支援を行う精神障害者地域移行支援特別対策事業を推進します。

障害のある人が自立した社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う自立訓練事業の充実に努めていきます。

相談支援、コミュニケーション支援、移動支援、地域活動支援等市町村が行う地域生活支援事業の充実に向け、助言、指導するとともに、障害のある人の自立更生及び社会活動への参加の機会を確保を図るため、手話奉仕者指導員養成研修事業や点訳・音訳奉仕員養成研修事業等の障害者社会参加促進事業を充実に努めていきます。

障害のある人の体力増強と残存能力の向上等を図るとともに、障害のある人に対する県民の理解と関心を深めるため、引き続き、身体、知的、精神障害者のスポーツ大会の開催事業や全国障害者スポーツ大会への派遣事業を実施していきます。

身体障害のある人の自立と社会参加を促進する身体障害者補助犬を無償で貸与するため、補助犬の育成費を助成していきます。

主要施策・事業

項目	実施主体	現 状	平成 22 年度 までの目標	事業内容
グループホーム・ケアホームの整備	事業者	人/月 1,460	(平成 23 年度までの目標) 人/月 2,875	知的障害者・精神障害者に対し、主として夜間に、共同生活を行う住居において支援を行うグループホーム・ケアホームの充実に努める。
精神障害者地域移行支援特別対策事業の推進	県	退院者数(19年度) 7人	(平成 23 年度までの目標) 退院者数 84人	精神科病院内における対象者に対する退院への啓発活動や退院に向けた個別支援計画の作成、院外活動に係る同行支援を行う。

ウ 介護等サービスの促進

現状・第3期実施計画の評価

訪問系サービスは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援からなるサービスで、着実な伸びを示しています。

また、障害のある人等を短期間、夜間も含め施設へ入所させ、入浴、排せつ、食事の介護等を行う短期入所事業についても、利用が着実に増え、事業の充実が図られています。

介護を中心とした日中活動サービスとして、常に介護を必要とする人に昼間に、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する「生活介護事業」が新設され、事業者も増えてきております。

サービスの種類	平成18年度	平成19年度
訪問系サービス	188,090 時間 / 月	203,498 時間 / 月
短期入所	8,346 人日 / 月	8,775 人日 / 月
生活介護	15,226 人日 / 月	34,592 人日 / 月

居宅介護従事者養成研修事業者、重度訪問介護従事者養成研修事業者、行動援護従事者養成事業者を指定し、専門に従事できるヘルパーを養成してきました。

平成18年度から障害者自立支援法が施行されたことにより、旧体系で運営されている施設の新たな事業体系への円滑な移行を推進しているところですが、その進捗状況については、平成20年4月1日現在で身体障害者施設が62施設中26施設、知的障害者施設が183施設中23施設、精神障害者社会復帰施設が34施設中10施設、全体で279施設中59施設が新体系サービスに移行しています。

保健所では、難病患者、家族を対象に患者教室を開催するとともに、在宅難病患者を対象に療養支援計画の策定・評価、保健師等による要支援患者の訪問相談、専門医など医療班による医療相談、訪問診療を実施しています。

基本方針

地域で生活する障害のある人が必要に応じて利用できるよう、居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援の訪問系サービス、短期入所などのサービス提供体制の充実を図ります。

施設に入所している人の地域生活への移行を推進し、障害者支援施設については、障害のある人それぞれの生活場面や障害の特性に応じ、福祉圏域のバランスを考慮しながら真に必要なものについて整備を行っていきます。

心身障害者コロニーについては、障害のある人が可能な限り自立し、地域の人たちと交流しながら、安心して生きがいを持ってともに生活できることを基本とし、入所者の地域生活への移行を進めるとともに、地域で生活する障害のある人を支援する拠点センターとなることをめざします。

平成22年度までの目標

訪問系サービスは、地域での生活を支える中核的なサービスであり、特に、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援を行う事業所の確保を図っていきます。

居宅介護、重度訪問介護、行動援護の従業者については、研修事業者を指定して人材養成を推進していきます。

短期入所事業については、障害者支援施設の空床利用の促進などにより利用ベッドの確保を図っていきます。

常時介護を必要とする障害のある人に、主として昼間に、障害者支援施設等で、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行う生活介護事業の充実を図っていきます。

旧体系で運営されている施設については、経過措置期間が終了する平成23年度までに、新体系サービスを実施する事業所への円滑な移行を図っていきます。

医療と常時の介護を必要とする障害のある人に対し、主として昼間において病院で、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行う療養介護事業の充実を図っていきます。

心身障害者コロニーでは、入所者の地域生活における自立を実現するため、平成23年度までに重点をおいた計画的な地域生活移行を進めるとともに、地域生活を営む障害のある人を総合的にサポートする拠点センターへの転換を図っていきます。

保健所を中心として地域における難病患者の保健・医療・福祉の連携を密にし、生活の質(QOL)を重視した、在宅ケアの充実を図っていきます。

主要施策・事業

項目	実施主体	現 状	平成22年度までの目標	事業内容
施設入所支援の実施	事業者	人/月 420	(平成23年度までの目標) 人/月 4,360	旧体系の入所施設から、施設に入所する障害のある人に対し、主として夜間に、入浴、排せつ、又は食事の介護等を行う新体系の施設入所支援への移行を進める。

エ 相談の充実

現状・第3期実施計画の評価

県全体の相談支援体制の構築に向け、愛知県自立支援協議会を設置し、協議を行っています。また、相談支援に関するアドバイザーを各障害保健福祉圏域に設置し、市町村において相談支援事業が円滑・適切に実施されるよう、指導・助言を行っています。

障害のある人に関する相談及び指導に関し、困難事例への対応の方法に関する協議・調整や地域の関係機関によるネットワーク構築等のため、地域自立支援協議会の活用を図っています。

発達障害のある人に対しては、あいち発達障害者支援センターにおいて、また、高次脳機能障害者に対しては、名古屋市総合リハビリテーションセンターにおいて、生活・就労支援、関係職員の研修など総合的な支援を行っています。

特に計画的な支援を必要とする者を対象として、サービスの利用のあっせん・調整、生活全般の相談等を行い、サービス利用計画を作成する「指定相談支援事業」が創設され、配置が必要な相談支援専門員の養成及び資質向上に努めています。

研 修 名		平成18年度	平成19年度
相談支援従事者研修	現 任	35人	44人
	初任者	679人	371人

地域において就業面・生活面を一体的に支援する障害者就業・生活支援センターは、第3期実施計画の期間中に3か所設置し、平成20年度には6か所となっています。

基本方針

障害のある人が、地域で安心して暮らすことができるよう、利用しやすく、かつ、中立・公平性を確保した総合的な相談支援体制の整備を図っていきます。

県においては、広域的な専門性の高い相談支援を実施していきます。

平成22年度までの目標

愛知県自立支援協議会においては、県全体の相談支援体制の構築に向け、協議を行っていきます。また、市町村において相談支援事業が円滑・適切に実施されるよう、指導・助言を行っていきます。

相談支援に関するアドバイザーを各障害保健福祉圏域に設置し、地域でのネットワーク構築に向けた指導・調整による広域的な支援を行います。

あいち発達障害者支援センターにおいて、発達障害のある人への生活・就労支援、関係者の研修等総合的な支援を行っていきます。

地域において就業面・生活面を一体的に支援する障害者就業・生活支援センターを拡充していきます。

名古屋市総合リハビリテーションセンターを拠点機関とし、高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、研修等総合的な支援を行っていきます。

障害者相談支援事業等に従事する者に必要な知識・技能を習得させるとともに、資質の向上を図るための研修を実施していきます。

特に計画的な支援を必要とする者を対象として、サービスの利用のあっせん・調整、生活全般の相談等を行い、サービス利用計画を作成する「指定相談支援事業」の利用促進を図っていきます。

(3) 雇用・就労の促進

現状・第3期実施計画の評価

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく身体障害者及び知的障害者の雇用状況報告によると、本県の民間企業に雇用されている障害者は、平成20年6月1日現在で20,729人となっています。

心身障害者小規模授産施設や精神障害者小規模作業所については、新体系サービスへ移行することが望ましいことから、障害者自立支援対策臨時特例基金事業の中の「移行等支援事業」を活用し、運営主体の法人化など、事業者が円滑に移行できるよう支援し、平成18年度16か所、平成19年度5か所の施設が新体系サービスへ移行しています。

精神障害者に対する雇用対策の強化、在宅就業障害者に対する支援、障害者福祉施策との有機的な連携等を主な柱とする「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正が行われ、平成18年4月1日（一部は平成17年10月1日）より施行されています。

障害者自立支援法では、就労支援の抜本的強化が柱の一つとなっており、一般就労に向けた支援を行う「就労移行支援事業」や就労の機会を提供する「就労継続支援事業(A型・B型)」が創設され、旧体系の授産施設から新体系の「就労移行支援事業」や「就労継続支援事業」への移行が進んでいます。

障害のある人が地域で自立した生活を送るため、授産施設等における工賃水準向上に向けて「愛知県工賃倍増5か年計画」を策定し、事業所、関係行政機関、企業等が連携して各種事業を実施しています。

就労移行支援事業、就労継続支援事業及び通所授産施設等の利用を促進するため、平成19年度から利用者に対し、利用日数に応じた奨励金の助成を行っています。

基本方針

愛知労働局始め障害者雇用支援機関と連携・協力して障害のある人の就職支援事業や雇用啓発事業等を行い、障害のある人の雇用促進と職場定着を図っていきます。

障害者の就業支援と生活支援を一体的に行う、障害者就業・生活支援センターを拡充し、各地域における効果的な職業リハビリテーションを推進します。

障害者雇用施策と障害者福祉施策の連携により、福祉施設を利用する障害のある人が一般就労できるよう支援していきます。

一般就労が難しい障害のある人のための福祉的な就労の場の充実を図っていきます。

平成22年度までの目標

障害のある人の雇用促進と職場定着を図るために、次の施策を実施します。

- ・市町村や企業に対し、法定雇用率制度や障害者雇用支援制度などの周知・啓発を行い、障害者雇用を一層促進することと併せて、就労後のフォローやサポート体制を構築していきます。
- ・障害者雇用に対する事業主の理解と協力を得るため、事業主等を対象にセミナーを開催するほか、啓発資料を作成し、企業や市町村に配布していきます。

- ・就職を希望する障害のある人の雇用機会の拡大を図るため、国及び関係機関と連携して、学卒者就職面接会、一般障害者就職面接会の効果的な開催を推進します。
- ・障害者就業・生活支援センターによる圏域レベルでの支援機能を充実し、継続的かつきめ細やかな職業リハビリテーションの提供を推進します。
- ・職業能力開発施設における障害者職業訓練の効果的な実施に努めるとともに、企業・社会福祉法人・NPO法人など多様な委託先を開拓し、障害者の能力・適性及び地域の雇用ニーズに対応した委託訓練を機動的に実施します。
- ・在宅のまま仕事ができる情報通信技術を活用した障害者テレワークの普及を図ります。
- ・利用者の就労意欲の向上や授産施設等の利用促進を図るため、「愛知県工賃倍増5か年計画」に基づき、就労継続支援事業や授産施設などで働く人の工賃水準の引き上げを図り、平成23年度の平均工賃額を3万円とすることを目標とします。

新体系サービス移行の経過措置期間が終了する平成23年度までに、旧体系の授産施設について、新体系の「就労移行支援事業」や「就労継続支援事業」への移行を推進するとともに、NPO法人など多様な事業主体の参入を促進していきます。

心身障害者小規模授産施設や精神障害者小規模作業所については、新体系サービスへ移行することが望ましいことから、運営主体の法人化など、事業者が円滑に移行できるよう市町村と協力して支援を行います。

主要施策・事業

項目	実施主体	現状	平成22年度までの目標	事業内容
障害者雇用の促進	県	民間企業に雇用されている障害者数 (平成20年6月1日現在) 20,729人	22,000人	企業への周知・啓発等を行うことにより、障害者雇用の促進と職場定着を図る。
障害者就業・生活支援センターの設置拡大	県	6か所	(平成23年度までの目標) 11か所	職業生活における自立を図るため、継続的な支援を必要とする障害のある人に対し、圏域レベルでの職業リハビリテーションを提供するため、障害者就業・生活支援センターを指定する。